

「福岡市確認申請の手引き」改正概要

① 共通事項

○目次修正（改正年月日追記、一部表記修正）

② 第1章 確認申請

OP1 2 住宅都市みどり局建築指導部 組織及び業務内容
建築指導課、建築審査課、開発・盛土指導課について、業務内容の変更

③ 第2章 許認可手続き、各事務処理フロー

○共通事項

・「改正年月日」→「改正年月」に修正

OP9 3 仮使用認定申請フロー（増築等の工事における既存部分）

フローチャート中の「工事仮設等の検査」追記

OP11 4-2 『福岡市 建築物の敷地と道路との関係の建築許可運用基準』手続きフロー

・改正前の内容から下記の1～3の内容を削除

1. 認定・許可申請書（正本・副本 各1通）
2. 建築申請同意資料提出書（消防同意書）
3. 添付図書

・「4. 手続きフロー」の内容を変更

「申請書類の事前確認（R7.7.15～試行中）」の追記等

OP15 9 建築協定区域内の建築に関する計画承認フロー

「建築協定区域検索システム」→「福岡市 Web マップ」に変更

OP18 12 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出フロー

フローチャート中にメールでのやりとりの流れ追記

OP19 14-2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手続きフロー

P20 14-4 完了検査申請フロー（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

関連条文「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

→「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に変更

OP20 14-4 完了検査申請フロー（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

「（届出義務制度及び説明義務制度の廃止）」削除

OP23 15 浄化槽設置届出フロー

建築主事→建築主事等に修正

- OP24 16 節水計画書の届出について
 - ・「住宅都市局」→「住宅都市みどり局」に修正
 - ・オンライン受付について追記
- OP25 節水計画書 手続きフロー
「保健福祉」→「保健医療」
- OP26 17 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続きフロー
フロー図下の注意書きの内容一部削除
- OP28 18 バリアフリー法の審査フロー
 - ・「確認済書交付」→「確認済証交付」に修正
 - ・バリアフリー法に基づく容積率の特例を活用する場合の注意書き記載
- OP29 19 耐震改修計画認定申請フロー
フロー図変更

④ 第3章 建築基準法取扱い

○共通事項

- ・「実施年月日」→「実施年月」に修正

○1.総則編

- ・P41 総 9-3
「50cm」→「50cm以上」に修正
- ・P48 総 12
床面積の算定方法（4/4）削除
床面積の算定方法（3/3）図中に「閉鎖性を高める壁」を追記
- ・P50 総 13
「□考え方」中の「共同住宅の住戸若しくは老人ホーム」を
「共同住宅の住戸又は老人ホーム」に変更
- ・ 総 14-2 削除

○2.単体規定編

- ・P73 単 3
「1 集会所の定義」の内容変更
「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（編集：日本建築行政会議）」
→「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）」
- ・P74 単 5
「1. 廊下」注意書き変更
「基準総則集団規定の適用事例」→「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）」

- P75 単5
 - 「2. 階段」のフロー図変更
 - 「3壁面に囲まれている部分について床面積算入」→「床面積算入」
- P91 単20
 - 備考「建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版（参考文献）」→「建築設備設計・施工上の運用指針 2025 年版（参考文献）」に修正
- P92 単21
 - 記載内容一部削除
 - 「4. 告示第 1436 号第4号へ（一）及び（二）の適用について」の内容
 - 「避難安全検証法の適用対象建築物についてのみ、廊下も室として告示第 1436 号第4号へ（一）及び（二）を適用することができる。」を削除
 - 記載内容一部変更
 - 「床面積が 100 m²超の廊下を、100 m²以内ごとに防煙たれ壁で区画しても、室としては 100 m²超であるため、告示第 1436 号第4号へ（一）及び（二）を適用することはできない。」→「床面積が 100 m²超の廊下を、100 m²以内ごとに防煙たれ壁で区画しても、室としては 100 m²超であるため、告示第 1436 号第4号へ（二）を適用することはできない。」へ変更

○3. 集団規定編

- P124 集2-2
 - ②文中に「当該道路」追記
- P125 集2-2
 - 「(4)「車両の主要な出入口」について」①文中
 - 「駐車場附置義務条例に基づくものや任意で設けるもの」→「駐車場附置義務条例及び任意」に変更
 - （自動車のうち二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く）追記
- P128 集2-2
 - 「(2) 市条例 27 条 1 項 2 号について（敷地が 2 以上の道路に接する場合）」
 - ①文中「敷地が 2 以上の 1 項道路」→「敷地が 2 以上の現況幅員 4m 以上の道路」に変更
- P134 集2-4
 - 解説新規追加。内容は条文に合わせて再校正。
- P135 集2-5
 - これまでの「集 2-4」は「集 2-5」として整理

- P143 集 13
1 行目 福岡市内に田園住居地域がない旨 時点修正 (R7.4.1 時点)→(R8.4.1 時点)
- P148 集 18
「面積」→「建築面積」に変更
面積有無を有無のみで記載
(基準総則集団規定の適用事例 2022 年度版)→「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 (2022 年度版)」に変更

⑤ 第 4 章 福岡市関係条例等

- P193 福岡市建築基準法施行細則第 15 条
変更箇所は別紙新旧対照表参照
- P226 福岡市建築紛争の予防と調整に関する事務に係る帳票等様式要綱
変更箇所は別紙新旧対照表参照
- P270 福岡市建築基準法関係の手数料 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
注意書き「福岡市戸建住環境形成地区特別用途地区建築条例、地区計画条例等に基づく許可申請手数料は別途参照のこと。」追記

⑥ 第 5 章 福岡市各種様式他

- P298 道路相談カード
変更箇所は別紙新旧対照表参照

⑦ 付録 建築物等に関する規制と手続き窓口一覧

- 組織編成に伴い「所管部署・協議先」の変更

以上